

母子健康センターの変遷

立国社 阿部知子
2019/11/22 衆議院厚労委員会 資料③

年	【法 律】	【趣 旨】	【母子健康センターの推移】
1934			社福法人恩賜財団母子愛育会設置。 母子保健の遅れている農林漁業地域を対象に、市町村母子保健活動の拠点化
1937	保健所法成立	都道府県直轄 国民体力の向上	保健所法により母子保健活動が保健事業の重要なパートを占める
1948	児童福祉法成立	児童の健全育成「妊娠婦・保護者」	
1958	児童福祉法改正	乳幼児死亡率・周産期死亡率低減を政策課題とし、施設内分娩率を高めるため助産部門・保健指導部門をもつ総合施設を設置	母子健康センター設置。市町村の管轄に (1978年には最多の680か所に)
1965	母子保健法成立	母性及び乳幼児の健康保持・推進	母子健康センターが「母子保健施設」に定められ、母子保健法に明文化
1967	母子保健法設置要綱改訂	政策形成開始 — 運営指導始まる	保健指導を中心とし、助産は付帯事業に。
1974	母子保健法設置要綱改訂	運営指導続行	二種類の施設を認可 1.保健指導部門を中心とし、助産部門を併設 2.保健指導部門のみの母子保健施設
1978	保健所法改正	市町村保健センター設置。市町村の直轄に	市町村の活動拠点として母子健康センターの機能を市町村保健センターに役割移行、弱体化
1994	保健所法を地域保健法に改定	地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健対策の総合的推進	母子保健の基本サービスは市町村に一元化
2014	閣議決定	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」	「子育て世代包括支援センター」の整備・全国展開 産後ケア事業を国のモデル事業として開始
2015	閣議決定	「少子化社会対策大綱」	「子育て世代包括支援センター」の整備など、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築 産後ケア事業を国の予算事業として本格実施
2016	児童福祉法改正 母子保健法改正	妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対する総合的支援	母子健康センターから「母子健康包括支援センター」に改称
2018	母子保健法通知	子ども虐待予防のため、母子保健に留まらず包括的な子育て支援をワンストップで提供する拠点とすることを明示	通知により「子育て世代包括支援センター」とされる。 法律上は母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」

出所：厚生労働省提供資料をもとに阿部知子事務所作成